

新	旧	備考						
<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険手続細則</p> <p>平成17年4月1日 05 - 制度 - 00030 沿革 (略) <u>平成28年10月24日 一部改正</u></p> <p>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款(平成17年4月1日 05 - 制度 - 00029。以下「約款」という。)に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険手続細則</p> <p>平成17年4月1日 05 - 制度 - 00030 沿革 (略)</p> <p>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款(平成17年4月1日 05 - 制度 - 00029。以下「約款」という。)に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>							
<p>第1条～第10条 (略)</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p>							
<p>(保険金請求期間に係る猶予期間の申請)</p> <p>第11条 保険金請求人は、約款第21条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第8による中小企業・農林水産業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険金請求期間に係る猶予期間の申請)</p> <p>第11条 <u>被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者</u>(以下「保険金請求人」という。)は、約款第21条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第8による中小企業・農林水産業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>							
<p>第12条～第22条 (略)</p>	<p>第12条～第22条 (略)</p>							
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成28年11月1日から実施する。</u></p>								
<p>別表1</p> <p>別紙様式第1から第4 - 2の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式第5から第16の提出先は本店とする。</p> <table border="1" data-bbox="107 1393 965 1437"> <tr> <td>様式番号</td> <td>提出書類</td> <td>提出部数</td> </tr> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	<p>別表1</p> <p>別紙様式第1から第4 - 2の提出先は保険契約者が保険契約の申込を行った本店等、別紙様式第5から第16の提出先は本店とする。</p> <table border="1" data-bbox="1010 1393 1868 1437"> <tr> <td>様式番号</td> <td>提出書類</td> <td>提出部数</td> </tr> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	
様式番号	提出書類	提出部数						
様式番号	提出書類	提出部数						

新			旧			備考
1	中小企業・農林水産業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書	1(1)	1	中小企業・農林水産業輸出代金保険申込書及び質権等設定承諾申請書	1(1)	
2 - 1	中小企業・農林水産業輸出代金保険(変更通知書・変更承認申請書)	1(1)	2 - 1	中小企業・農林水産業輸出代金保険(変更通知書・変更承認申請書)	1(1)	
2 - 2	中小企業・農林水産業輸出代金保険訂正承認申請書	1(1)	2 - 2	中小企業・農林水産業輸出代金保険訂正承認申請書	1(1)	
3 - 1	中小企業・農林水産業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書	1(1)	3 - 1	中小企業・農林水産業輸出代金保険保険目的等譲渡承認申請書	1(1)	
3 - 2	中小企業・農林水産業輸出代金保険保険目的等譲渡終了通知書	1(1)	3 - 2	中小企業・農林水産業輸出代金保険保険目的等譲渡終了通知書	1(1)	
4 - 1	中小企業・農林水産業輸出代金保険質権等設定承諾申請書	1(1)	4 - 1	中小企業・農林水産業輸出代金保険質権等設定承諾申請書	1(1)	
4 - 2	中小企業・農林水産業輸出代金保険質権等設定解除等通知書	1(1)	4 - 2	中小企業・農林水産業輸出代金保険質権等設定解除等通知書	1(1)	
5	中小企業・農林水産業輸出代金保険損失等発生通知書	1(1)	5	中小企業・農林水産業輸出代金保険損失等発生通知書	1(1)	
6	中小企業・農林水産業輸出代金保険入金通知書	1(1)	6	中小企業・農林水産業輸出代金保険入金通知書	1(1)	
7	中小企業・農林水産業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書	1(1)	7	中小企業・農林水産業輸出代金保険保険金受取人指定等通知書	1(1)	
8	中小企業・農林水産業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1(1)	8	中小企業・農林水産業輸出代金保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1(1)	
9	中小企業・農林水産業輸出代金保険保険金請求書	1(1)	9	中小企業・農林水産業輸出代金保険保険金請求書	1(1)	
10	中小企業・農林水産業輸出代金保険保険金請求経緯書	1(1)	10	中小企業・農林水産業輸出代金保険保険金請求経緯書	1(1)	
11	中小企業・農林水産業輸出代金保険時効中断承認申請書	1	11	中小企業・農林水産業輸出代金保険時効中断承認申請書	1	
12 - 1	中小企業・農林水産業輸出代金保険権利行使等委任状	1(1)	12 - 1	中小企業・農林水産業輸出代金保険権利行使等委任状	1(1)	
12 - 2	中小企業・農林水産業輸出代金保険権利行使等委任状(保険金請求前)	1(1)	12 - 2	中小企業・農林水産業輸出代金保険権利行使等委任状(保険金請求前)	1(1)	

新			旧			備考
13	中小企業・農林水産業輸出代金保険回収協力義務履行状況報告書	1(1)	13	中小企業・農林水産業輸出代金保険回収協力義務履行状況報告書	1(1)	その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による。 注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。
14	中小企業・農林水産業輸出代金保険回収金通知書	1(1)	14	中小企業・農林水産業輸出代金保険回収金通知書	1(1)	
15	中小企業・農林水産業輸出代金保険回収費用負担申請書	1(1)	15	中小企業・農林水産業輸出代金保険回収費用負担請求書	1(1)	
16	中小企業・農林水産業輸出代金保険回収納付金返還請求書	1(1)	16	中小企業・農林水産業輸出代金保険回収納付金返還請求書	1(1)	

その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による。  
注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数  
提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。

その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による。  
注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数  
提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。

別表2（第12条第1項関係）

約款第2条のてん補危険の場合の提出書類

提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・決済期限毎に作成
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書
3. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及び ILC 決済の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間の SWIFT 電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 上記(1)以外の場合は、支払人が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類
4. 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第2条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類

別表2（第12条第1項関係）

約款第2条のてん補危険の場合の提出書類

提出書類	備考
1. 保険金請求書	証券番号・決済期限毎に作成
2. 保険金請求経緯書	別紙様式第10による保険金請求経緯書
3. 過去の取引状況確認書	保険金請求に係る船積日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）
4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及び ILC 決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間の SWIFT 電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 支払人からの債務確認書等
5. 保険事故を確認できる書類	(1) 非常危険の場合 ①ローカル・デポジットの証明書の写し ②外貨割当申請書の写し ③規制及び措置に関する法令等 ④その他日本貿易保険が特に認める書類

新		旧		備考
	<p>(2) 約款第2条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、輸出契約の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写真、外貨割当申請書の写真等）</p> <p>(3) 約款第2条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写真等当該事実を証する書類</p> <p>(4) 約款第2条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類</p> <p>(5) 約款第2条第10号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</p>		<p>(2) 信用危険の場合</p> <p>①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証明する書類</p> <p>②3月以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係（不払いの理由、支払人等の現状）、支払人への督促状況を確認できる書類</p>	
		6. 輸出契約書の写し	<p>(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の輸出契約の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し</p> <p>(3) 保険契約締結後に輸出契約の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>	
5. 輸出契約の成立及び内容を確認できる書類	<p>(1) 輸出契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し</p> <p>(3) 輸出契約の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>	7. 船積の内容等を確認できる書類の写し	B/L、インボイス等船積書類の写し（仲介貿易契約について、指図式のB/L（荷受人の表記が「To Order」のもの）を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し）	
6. 船積の事実及び内容を確認できる書類	B/L、インボイス等船積書類の写し	8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し</p> <p>①支払人に対する支払いの督促を確認できる書類</p> <p>②未払債権に対する請求権を時効としない措置を取ったことを証する書類（支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書（時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等））</p> <p>③保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類</p> <p>④担保権の設定がある場合には、担保権を行使</p>	
7. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</p> <p>① 支払人に対する支払の督促を確認できる書類</p> <p>② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類</p> <p>③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の</p>			

新		旧		備考
	<p>履行請求を行ったことを確認できる書類</p> <p>④ 担保権の設定がある場合は、担保権を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑤ 輸出契約上の債権保全に係る輸出者の権利を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑥ 貨物の保全が可能な場合は、貨物を保全したことを確認できる書類</p> <p>⑦ 弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類</p> <p>⑧ 輸出契約の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類</p> <p>⑨ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類</p>		<p>したことを確認できる書類</p> <p>⑤債権保全のための輸出契約等の契約上の権利を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑥貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全したことを確認できる書類</p> <p>⑦非常危険の場合には、以下の書類</p> <p>(イ) 外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類</p> <p>(ロ) 外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類</p> <p>⑧信用危険の場合には、以下の書類</p> <p>(イ) 債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類</p> <p>(ロ) 債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該登録を証する書類</p> <p>(ハ) 債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類</p> <p>(ニ) 返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類</p> <p>(ホ) 法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類</p>	
8. 過去の取引状況を確認できる書類	<p>保険金請求に係る船積日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、船積日、決済期限、決済されるべき金額、入金日、入金金額を含む一覧表</p>			
9. 保険証券	<p>(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本</p> <p>(2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合は、当該証券の原本</p>	9. 保険証券、又は保険契約台帳	<p>(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本</p> <p>(2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本</p>	
10. 手形の写し	<p>手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと）</p>			
11. 保証状の写し	<p>ILC、L/Gなど支払保証付き案件の場合</p>			
12. 質権者又は譲渡担保権者からの委任	<p>質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である</p>	10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類	<p>銀行が発行する入金の確認可能な書類等</p>	

新		旧		備考
状又は同意書	場合	11. 支払保証付き案件の場合、保証状の写し	ILC、L/Gなど支払保証付き案件についてその写し	
13. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる書類	主な費用は、以下のとおり。 代金回収不能貨物の処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料を含む））	12. 手形の写し	手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと。）	
14. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の輸出契約について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様なてん補範囲となる保険が重複して契約されている場合は、その契約内容を確認できる書類（ただし、海上保険については対象外）	13. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） （保険証券番号、決済期限、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）	
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。		14. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる書類	主な対象費用は、以下のとおり。 ・代金回収不能貨物の処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料含む））	
		15. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の輸出契約について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様なてん補範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類（ただし、海上保険については対象外）	
		16. 上記1～15の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する書類		
		注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		